

神奈川県家庭教育協力事業者連携事業実施要綱

(目的)

第1条 本事業は、事業者（県内に所在し、従業員を雇用している企業・団体等の事業所をいう。）と神奈川県教育委員会（以下「教育委員会」という。）が連携し、事業者による従業員の家庭教育支援を援助するとともに、事業者の実践を通じて地域住民に家庭教育の機会を提供し、もって家庭の教育力の向上に資することを目的とする。

(協定締結の申込み)

第2条 次の各号に掲げる取組のうち、一つ以上の取組を行い、協定を締結しようとする事業者は、「神奈川県家庭教育協力事業者連携事業申込書（様式1）」（以下「申込書」という。）により教育委員会へ申し込むものとする。

- (1) 従業員に学校行事への参加を働きかける。
- (2) 従業員の子どもに従業員自らが働く姿を見せる。
- (3) 従業員に子どもとの体験活動、地域活動への参加を働きかける。
- (4) 従業員や地域住民を対象とした親子参加型の体験教室や施設見学等を主体的に行う。
- (5) その他、家庭教育の支援に資すると教育委員会が認めるもの。

(協定の締結)

第3条 教育委員会は、申込書を受理したときには、内容を確認し、適当と判断した場合は速やかに事業者と協定を締結し、協定書（様式2）を交わすとともに家庭教育協力事業者証（様式3）を交付するものとする。

2 教育委員会と協定を締結した事業者（以下「協力事業者」という。）は、協定が終了するまで、前項の協定書を保管し、家庭教育協力事業者証を掲示するものとする。

(協定の期間)

第4条 協定の期間は、協定締結の初日から起算して1年を経過する日の属する年度の末日までとする。ただし、期間満了日の30日前までに、協力事業者又は教育委員会の一方から特段の意思表示がないときには、期間を2年間として協定を更新し、以後も同様とする。

(協力事業者の取組)

第5条 協力事業者は、協定書第3条に記載された取組を、主体的、積極的に推進するものとする。

2 協力事業者は、教育委員会の作成する啓発資料を従業員に配付するものとする。

(取組結果報告書の提出)

第6条 協力事業者は、「神奈川県家庭教育協力事業者連携事業取組結果報告書（様式4）」（以下「取組結果報告書」という。）により、期間満了日から1ヶ月以内に協定書第3条の取組の結果について、

教育委員会へ提出するものとする。

(教育委員会の取組)

第7条 教育委員会は、必要に応じて、次により協力事業者を支援するものとする。

- (1) 家庭教育に関する啓発資料の作成・配付
- (2) 教育委員会が作成するロゴマークの提供
- (3) 県広報や教育委員会ウェブサイトによる事業者名とその取組の紹介

(協定書の内容変更)

第8条 協力事業者は、協定書第3条に記載された取組又は協力事業者の名称を変更しようとする場合には、神奈川県家庭教育協力事業者連携事業変更届（様式5）により届け出るものとする。

2 教育委員会が前項の届出の内容を確認し、適当と判断した場合は、必要に応じて、新たな協定書を取り交わし、新たな家庭教育協力事業者証を交付するものとする。

(協力事業者の解約権)

第9条 協力事業者は、協定書に定める事項を履行することが困難になった場合には、神奈川県家庭教育協力事業者連携事業協定解約申出書（様式6）を提出し、協定の解約を申し出ることができる。

2 教育委員会が前項の申出の内容を確認し、協定の維持が相当でないと判断した場合には、協定を解約できるものとする。

(教育委員会の解約権)

第9条の2 教育委員会は、解散、清算その他の事由により協力事業者が協定書に定める事項を履行することが困難であると外形上明らかに認められる場合には、協定を解約できるものとする。

(協定書の返還)

第10条 協力事業者は、前2条の規定により協定が解約された場合は、取組結果報告書を添えて、協定書及び家庭教育協力事業者証を遅滞なく返還しなければならない。

(所掌・その他)

第11条 この要綱に関する事務は、生涯学習課において所掌するものとする。

2 この要綱に定めるもののほか、この事業の実施に関し必要な事項は、生涯学習課長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成19年8月8日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成22年4月1日から施行する。
- 2 この要綱施行前に協定を締結した協力事業者に対しても、原則として改正後の要綱を適用する。但し、改正後の各条項により難い事情がある場合、当該協力事業者の当該条項の適用については、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、平成24年3月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年6月20日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年5月22日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、令和6年2月27日から施行する。
- 2 現に協定を締結している協力事業者に係る改正後の第4条前段の適用については、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、令和7年2月3日から施行する。

附 則

この要綱は、令和8年2月13日から施行する。